

営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿南市が発注する営繕工事において、「猛暑および熱中症対策」を考慮するにあたり、必要な事項を定めたものである。

(基本的な考え方)

第2条 建設業における働き方改革の取組の一環として、「猛暑」について過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び請負代金額を変更するものとする。

(対象工事)

第3条 WBGT値公表の対象期間である4月～10月に工期に係る工事。

(作業不能日数の対象)

第4条 猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する蒲生田（阿南市内）の観測地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間とする。

(工事発注時の取扱い)

第5条 工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏期休暇（3日）を除く。）の8時から17時までとし、上記第4条に該当する時間を、過去5年のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）※別紙1参照。

- 2 猛暑による作業不能日数の算出は別紙1のとおりとする。
- 3 別途発注工事と工期を整合させる必要がある工事に係る猛暑による作業不能日数の算出については、前項によらず、当該別途発注工事において見込んだ猛暑による作業不能日数とすることができる。
- 4 共通仕様書及び内訳書に猛暑による作業不能日数を明示する。

(工期の変更に係る取扱い)

第6条 工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記第4条に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中

断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一を四捨五入する。）この日数が、上記第5条において共通仕様書に明示する日数と著しく乖離した場合には、受注者は発注者と工期の延長変更を協議することができる。

（熱中症対策に係る費用）

第7条 一般的な熱中症対策に関する項目（※）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目以外（例：遮光ネット（足場に設置するものに限る）等）を実施する場合には、その費用の計上について受注者は発注者と協議することができる。

※）一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）

- ・ 作業場用大型扇風機・作業場換気用送風機
- ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ、空調服
- ・ ドライミスト
- ・ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

（参考）

第8条 本要領作成にあたり参考とした資料は次のとおりである。

- ・ 環境省熱中症予防情報サイト：<http://www.wbgt.env.go.jp/>

附則

本要領は、令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

<別紙1>

【蒲生田の猛暑日（WBGT31以上）時間数】
（午前8時から午後5時まで/土日祝・お盆期間を除く）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
|-------------|----|----|----|----|------|------|-----|
| 2021年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 |
| 2022年 | 0 | 0 | 0 | 2 | 16 | 4 | 0 |
| 2023年 | 0 | 0 | 0 | 13 | 34 | 1 | 0 |
| 2024年 | 0 | 0 | 0 | 25 | 59 | 34 | 0 |
| 2025年 | 0 | 0 | 0 | 40 | 53 | 24 | 0 |
| 年平均 （時） | 0 | 0 | 0 | 16 | 32.8 | 12.8 | 0 |
| 日数換算 （日） | 0 | 0 | 0 | 2 | 4.1 | 1.6 | 0 |

※年平均（時）＝ 2021年～2025年総時間／5年

※日数換算（日）＝ 年平均（時）／8（1日作業時間）

【作業不能日数の算出例】

■（例）工事期間8月5日～12月5日（122日間）

$$\begin{aligned} \text{作業不能日数} &= \{8\text{月猛暑時間} \times (27\text{日間} [8/5 \sim 31] / 1\text{か月日数}) + 9\text{月猛暑時間} + \\ &\quad 10\text{月猛暑時間}\} \div 8 \\ &= \{32.8 \times (27/31) + 12.8 + 0\} \div 8 \\ &= (28.56 + 12.8 + 0) \div 8 \\ &= 5.17 \rightarrow 5\text{日} \text{（小数点以下第一位を四捨五入）} \end{aligned}$$

※11月1日～12月5日は対象外（WBGT値公表の対象期間は4～10月）のため、8月5日から10月31日までの猛暑時間から作業不能日数を求める。

※8月5日は、月の途中のため、当該月の猛暑時間を日割りする。

よって今回の例では工事期間に**5日間**を加算する。

以上